

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2009～2013

課題番号：21530009

研究課題名(和文) 規約主義的法人概念の哲学的基礎と規範的含意に関する研究

研究課題名(英文) A Study of the Philosophical Bases and Normative Implications of the Conventionalist Concept of Artificial Person

研究代表者

桜井 徹 (Sakurai, Tetsu)

神戸大学・大学院国際文化学研究科・教授

研究者番号：30222003

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円、(間接経費) 1,020,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、主権国家がもつ「人権保障」という機能と主権概念との複雑な規範的關係に着目することを通じて、国家の人為的人格の本質を構成する民主的意思決定プロセスを国際社会の文脈の中でとらえ返すことの重要性を探究することができた。このような展開を踏まえて、本研究は、国家という「人為的人格」における民主的意思決定過程の性質が、社会契約という伝統的な国内的概念によって分析されるだけでは足りず、国際法における自己決定権原則つまり内政不干渉の原則との関係において、その本質をとらえ直さなければならないことを明らかにしたと評価できる。

研究成果の概要(英文)：This research project has focused attention on the normative relationship between the human-rights protection by the modern nation-states and the concept of sovereignty and noted that it is important to see the democratic process, or the core of the juristic personhood of the state, within the context of international society. In the light of these findings, this project made it clear that the nature of the democratic decision-making process of the modern national-state as an artificial person needs to be analyzed not only from the perspective of a traditional domestic framework of social contract but also in terms of the principle of self-determination, or the non-interference principle, in the international law.

研究分野：法哲学

科研費の分科・細目：法学，基礎法学

キーワード：法人 国家 ネーション 民主主義 正義

1. 研究開始当初の背景

法的人格の本質をめぐっては、19世紀以来、法人擬制説、法人否認説、法人実在説という3つの学説が対立してきた。しかし今日では、これらの理論を歴史的に研究する意義についてはともかく、「いわゆる法人の本質が何であるかに関して……論争を行うことの意味自体が失われている」(内田貴『民法(第4版)』東京大学出版会、2008年、217頁)と指摘されていた。しかし法人の本質をめぐると問題は、すでに解決済みというより、むしろ“棚上げ”にされている状況にあった。そのような中、本研究は、とりわけ近時の民事法学の議論において、「法人」というものが「実在」するどころか、いくつかの法的効果を擬人化した記号(シンボル)にすぎないことを強調するだけでなく、どれだけの法的効果の束を「法人」と称するかは挙げて記号使用者たち、法律家の「規約」にかかっていると主張した規約主義的法人概念が、非常に興味深い説明力と規範的含意をもつことに着目した。

2. 研究の目的

上述のようなわが国における規約主義的法人概念の発展を踏まえ、本研究は、法人の本質をどうとらえるかが、唯名論と実在論の哲学的対立を介して、人間社会をいかに把握するのかという重要な問題と結びついているという立場を採った。そのうえで本研究は、この規約主義的法人概念が、現実社会のいかなるニーズに応じて登場し、いかなる哲学的基礎・背景を有し、さらに法理論及び国家論のレベルにおいてどのような規範的含意をもちうるのかを解明することをめざした。

3. 研究の方法

(1) 平成21年度は主に、規約主義的法人概念の哲学的基礎・背景の探求を行った。とりわけイギリス近代哲学の古典であるホッブズの『リヴァイアサン』と『人間論』を素材に、彼の国家論と人格論の關係に着目し、ホッブズにおける2つの人格の定義が彼の国家観とどのような關係を有しているかを精査した。

さらに、世界の諸人民が様々な財や責務をどのような原理に基づき分配すべきか、またその分配において国家あるいはナショナルがいかなる役割を果たすべきか、というグローバル・ジャスティスの観点に注目した。国家を「人為的人格」の代表例としてとらえるとすれば、このような国家論がこのグローバル・ジャスティスの問題群に与える影響は決して小さくない。国家の擬制的性格が強調されればされるほど、国家という制度のグローバルなレベルでの責任が希釈されると考えられるからである。このような見地から、

国家論とグローバル・ジャスティスとの關係を、政治哲学者デイヴィッド・ミラーの議論を参考にしつつ考察を進めた。

(2) 平成22年度は、引き続きグローバル・ジャスティス論のアプローチを参照しつつ、人為的人格としての国家の役割をこのようなグローバルな文脈でとらえなおすことを試み、地球規模で拡大する経済格差とりわけ「ヘルスケアの不平等」という事態を前に、医療技術をはじめとする諸々の便益を諸人民にどのように分配するべきかという問題に労力を傾注した。その研究成果として公刊された論文「グローバル・ジャスティスに直面するリベラル優生主義」では、先端的な医療技術へアクセスする権利をグローバルな文脈においてどのように位置づけるかを深く検討した。

(3) 平成23年度は、「人権」と「主権」という2つの概念に注目した。これら2つは従来から、人権の強制的な担保の担い手が、主に「主権国家」という法的人格であるという点において、深いかわりをもってきた。さらに今日では、破綻国家をはじめとして、自らの人民の最低限の人権さえ保障できない国家、あるいは自国の人民の生命・身体という基本的な人権さえ侵害する国家が、次々と国際世論の批判を浴びている。グローバルなスケールでは恒常的に生じているこのような人権侵害を前に、それを目撃する他国は人権保護のために他国の主権にさえ介入すべきなのかという議論が、国際關係論や国際法の領域で近時盛んに行われている。

このような背景のもと、平成23年度は、人権一般の相互的性格と人権の中の核心的権利の無条件性との双方を強調するデイヴィッド・ミラーの人権論と、国家の主権が他国の主権を同様に尊重することを条件として他国から尊重されるという意味において、主権の相互性を主張する政治学者ヘンリー・シューの主権論に着目した。さらに、国民国家の主権的権利の正統性が自らの国民の人権保障を必要条件とするというシューの理論を手がかりとして、国際法上の主権概念を人権保障の実態と結びつけて考えることは、国民国家そのものを構成する国内法体系とその正統性を、国際法の包括的体系の部分集合としてとらえるという新たなパラダイム・シフトの必要性を要請するものとしてたいへん意義深いものである。

(4) 平成24年度は、昨年に引き続き、「人権」と「主権」という2つの概念の相互關係に注目しつつ、果たして「民主主義への人権」という普遍的権利が国際社会における道徳的権利として存在すると考えていいのか、という問題を追究した。このような問題の検討は必然的に、人権保障のための他国への干渉をめぐるとする諸課題を解決するにあたり重要な

意義をもつと考えられる。一方、経験的にも直観的にも、他国から“押しつけられた”民主主義的決定プロセスよりも、国内から自生的に構築されたそのほうが、より安定的で有効に機能することは明らかである。このような考え方からすれば、とりわけ途上国に民主主義の導入を構想する場合、単に当該国の政治的状況や政治的インフラを考慮するだけでなく、「民主主義への人権」という普遍主義的主張を、政治的状況の特殊主義的かつ厳格な調査に服せしめる必要がどうしても生じてくる。

(5) 最終年度たる平成 25 年度は、主権国家がもつ「人権保障」という機能と主権概念との複雑な規範的關係に留意することを通じて、国家の人為的人格の本質を構成する民主的意思決定プロセスを国際社会の文脈の中でとらえ返すことの重要性をさらに探究することができた。このような研究成果に関する国際的な反応を知ることを目的として、7 月にはブラジルのペロリゾンチでの第 26 回 IVR (法哲学・社会哲学国際学会連合) 世界大会において Unanimous Convention as the Requirement for Legitimate Democracy という題目の報告を行い、各国の研究者と学術的意見交換を果たし、自らの見識をいっそう深めることができた。

4. 研究成果

本研究の成果としては、大きく分けて次の 3 つが挙げられる。

(1) 第一に、前項で紹介した規約主義的な法人論をさらに突き詰め、個々の私的契約から「法人の理想型」に至る人間の種々の結合形態を連続的に把握し、団体・組織一般を、個々の要素間の契約関係処理を効率的に達成するための「規範の連鎖」としてとらえる見解の規範的意義について考察した。この見解によれば、法的人格とは、規範・契約の集合体を思考経済と政策的要請のために敢えて“実体化”したものと理解することができる。実際、契約等を介した人間相互の結合形態が多様化かつ広汎化しつつある現代社会においては、このような契約的な団体観が単に理論的に可能であるというだけでなく、ますますリアリティと幅広い適用可能性を獲得しつつある。

このような洞察は、国家論のレベルでも重要な意義をもつ。というのは、国家という法的人格をますます国際法の文脈において位置づけることが求められていると同時に、様々な重大な 이슈が国境を越えて発生・深刻化しつつある現代世界において、かかる人格概念がどのような規範的含意をもつかを精査することがいっそう重大な課題となるからである。

(2) 第二に、デイヴィッド・ミラーが指摘するように人権が相互的尊重に基礎を置くのだとすれば、人権は、ヒュームの言うコンヴェンションの確立という意味で、「社会」の存在を前提とし、かつ含意している。他方、ヘンリー・シューによると、主権の尊重もその相互性を前提とするならば、このことは、現代の大国が海外の紛争を静観する主権を制限され、「殺されない権利」という最も基本的な人権を保護するために武力を用いてさえ他国に介入する積極的義務を負わされることを含意する。そればかりか、主権という権利の相互的尊重のルールが通用するかぎり、それは、国家を跨ぐ社会 (international society) が実体としてそこに存在することを意味している。

本研究は、このような展開によって、国家という「人為的人格」における民主的意思決定過程の性質が、社会契約という伝統的な国内的概念によって分析されるだけでは足りず、主権国家間の相互的なルール形成や、国際法における自己決定権原則つまり内政不干渉の原則との関係において、その本質をとらえ直さなければならないことを明らかにしたと評価できる。

(3) 第三に、すでに述べたように、国際法上の主権概念を人権保障の実態と結びつけて考えることは、国民国家そのものを構成する国内法体系とその正統性とを、国際法の包括的体系の一構成要素としてとらえるという新たなパラダイム・シフトを要求するものだと言える。換言すれば、これは、国家主権と自己決定原則を主張する国民国家の法体系を、国際法に包摂される下位概念として位置づけるということの意味する。

このことは、法的人格たる国民国家の民主的意思形成プロセスをどのような実体的単位 すなわち人間集団 が行使するかが、きわめて重要な問題の一つであることを含意している。この点について、本研究は、ルソーの『社会契約論』における一節を手がかりに、一定の人間集団が民主的自己決定を要求・実現する集合的アイデンティティをもつためには、それは、歴史的宿命を共有するネーションだったり、エスニシティや言語や宗教の同一性を備えた文化的共同体だったりする必要はなく、「多数決」を通じた自分たちの政治的決定に自らの団体の運命を委ねる用意を常に共有する共同体であれば足りると主張した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 3 件)

(1) Tetsu Sakurai. "Should Society Guarantee Individuals the Right to

Maintain "Normal Functioning"? A Genetic Minimalist Approach in a Globalized World." in M. Albers, T. Hoffmann and J. Reinhardt eds. *Human Rights and Human Nature*. Dordrecht: Springer. 2014. pp.217-234. (査読あり)

(2) Tetsu Sakurai. "Is a Human Right to Democracy Justifiable?" *Philosophy Study*. vol.3, No.11, 2013, pp.983-996. (査読あり)

(3) 桜井徹, 「グローバル・ジャスティスに直面するリベラル優生主義」, 『国際文化学研究』(神戸大学国際文化学研究科紀要), 第35巻, 2010年, 41-72ページ, 査読なし。

〔学会発表〕(計3件)

(1) Tetsu Sakurai, Unanimous Convention as the Requirement for Legitimate Democracy, 法哲学・社会哲学国際学会連合(IVR)第26回世界大会, 2013年7月25日, ミナス・ジェライス連邦大学(ペロオリゾンテ, ブラジル)。

(2) Tetsu Sakurai, Can We Justify a Human Right to Democracy?, 法哲学・社会哲学国際学会連合(IVR)第26回世界大会準備会合, 2012年6月14日, 連邦第5地方裁判所会議場(レシフェ, ブラジル)。

(3) Tetsu Sakurai, Should Society Guarantee Individuals a Right to Keep 'Normal Functioning'? A Genetic Minimalist Approach in a Globalized World, 法哲学・社会哲学国際学会連合(IVR)第25回世界大会, 2011年8月16日, フランクフルト大学(ドイツ)

〔図書〕(計3件)

(1) Tetsu Sakurai and Makoto Usami eds. *Human Rights and Global Justice (Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie Beiheft 139)*. Stuttgart: Franz Steiner. 2014. 167pp.

(2) 竹下賢・角田猛之・市原靖久・桜井徹編, 『はじめて学ぶ法哲学・法思想』, ミネルヴァ書房, 2010年, 306ページ。

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計0件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

桜井 徹 (Sakurai Tetsu)
神戸大学・国際文化学研究科・教授
研究者番号: 30222003

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

()

研究者番号: